

公正証書作成のための必要書類

【離婚・年金分割・養育費支払】

1.公正証書の作成を依頼する際には、予め以下の資料などをご用意ください。

- 本人確認資料・・・いずれか一つをご用意ください
 - 印鑑証明書（発行後3か月以内のもの）
 - 運転免許証
 - マイナンバーカード等（顔写真付のもの）
 - パスポート（住所記載のあるもの なければ+住民票）
- 戸籍謄本 一通
 - ※ 離婚済みの方は、各当事者の戸籍謄本を各一通ご準備ください。
- 合意書、もしくは契約の骨子を記載したメモ
- 財産関連資料（財産分与のある方）
 - ※ 不動産の場合は、全部事項証明書及び評価証明が必要になります。
- 年金分割のための情報通知書及び年金手帳（年金分割をされる方）

2.作成フロー

ご相談（資料をなるべく全てお持ちください）



公証人証書作成（最低でも1週間程お時間いただきます）



当事者署名

千葉公証役場

千葉県千葉市中央区富士見1丁目14番13号（千葉大栄ビル8階）

Tel 043-227-3661 Fax 043-227-3663

受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時

休業日 土曜日・日曜日・祝祭日